

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官代理
海上自衛隊航空補給処
管理部契約課長 長谷川 健太郎

下記のとおり、一般競争入札に付します。

記

1 入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
01-1-2502-1616-1162-00	(輸入) 航空機部品 (部隊整備用) PLATE, PRESSURE, BRAKE	6 件	令和元年12月20日	仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の資格において等級A, B, C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者(競争参加地域は問わない。)、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- (1) 場 所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- (2) 日 時 令和元年10月25日 (金) 午後2時15分
(送達による入札書の受領期限は、 令和元年10月24日 (木) 午後5時必着)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 全額免除する。
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

8 適用する契約条項

売買契約一般条項、売買契約等特殊条項(輸入品)、特定費目の代金の確定に関する特約条項、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項、輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項

9 入札書の記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(総価)に当該金額の8%(31.10.1以降の引渡に係るものは10%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格(契約金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100(31.10.1以降の引渡に係るものは110分の100)に相当する金額(総価)を入札書に記載すること。
- (2) 入札金額についてはC&F等の外貨上限総額及び外国為替の換算率を入札書の内訳に記載するものとする。外貨は円価に換算し、国内諸経費を加えた円表示で入札するものとする。

- (3) 入札者は、特定費目の合計金額を含めた総額をもって入札するものとする。ただし、概算契約である場合は、特定費目の代金の確定に関する特約条項及び特定費目の代金の実費精算に関する特約条項を付すものとし、関税を含めない金額で入札するものとする。

10 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4(2)に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (4) 特定費目の代金の確定に関する特約条項を付す外貨建費目に適用する外国為替の換算率は、支出官事務規定第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率（平成30年12月25日財務省告示第340号）によるものとする。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 吉崎事務官
TEL 0438-23-2361 (内線5083)
FAX 0438-22-6913